

長野市犯罪被害者等支援金支給要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、長野市犯罪被害者等支援条例（令和5年長野市条例第33号）第14条の規定に基づき、犯罪行為により死亡した者の遺族又は重傷病を負った者に対し、予算の範囲内で長野市犯罪被害者等支援金（以下「支援金」という。）を支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病であつて、被害届等により被害を受けたことが確認できるものをいう。
- (3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- (4) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害であつて、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上入院を要すると医師に診断されたもの（当該疾病が精神疾患である場合は、療養に要する期間が1月以上で、かつ、3日以上労務に服することができない程度であることを要すると医師に診断されたもの）をいう。
- (5) 市民 市内に住所を有する者、市内に居住する者及びこれに類する者として市長が認める者をいう。
- (6) 犯罪被害を知った日 犯罪被害者が犯罪行為により死亡した場合にあつてはその遺族が警察等からの連絡によりその死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が犯罪行為により重傷病を負った場合にあつては医師の診断により重傷病であると診断された日をいう。

(支援金の種類等)

第3 支援金は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して支給するものとする。

- (1) 遺族支援金 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の第1順位遺族（第4第3項及び第4項の規定による第1順位の遺族をいう。以下同じ。）であつて、当該犯罪行為が行われた時において市民であつた者その他市長が適当と認める者（以下「遺族支援金支給対象者」という。）
- (2) 重傷病支援金 犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者であつて、当該犯罪行為が行われた時において市民であつた者その他市長が適当と認める者（以下「重傷病支援金支給対象者」という。）

(遺族の範囲及び順位)

第4 遺族支援金の支給を受けることができる遺族は、犯罪被害者が犯罪行為により死亡した時において次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

(3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

2 犯罪被害者の死亡の当時胎児であった子が出生した場合において、前項の規定の適用については、その子は、その母が犯罪被害者の死亡の当時犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあつては同項第2号の子と、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。

3 遺族支援金の支給を受けることができる遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

4 犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族支援金の支給を受けることができる遺族としない。遺族支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。

（支給額）

第5 遺族支援金の額は、30万円とする。ただし、既に重傷病支援金の支給を受けた犯罪被害者が当該重傷病支援金の受給に係る犯罪行為に起因して死亡した場合において、当該犯罪被害者の第1順位遺族に対して支給するときにあつては、20万円とする。

2 重傷病支援金の額は、10万円とする。

（支援金を支給しない場合）

第6 市長は、次に掲げる場合には、支援金を支給しないことがある。

(1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があつたとき。ただし、当該親族関係が破綻していたと市長が認める場合又は次のアからウまでのいずれかに該当する場合を除く。

ア 犯罪被害者が18歳未満の者であつて、重傷病支援金を受給する立場であつたとき又は犯罪被害者が18歳未満の者を監護していたとき。

イ 犯罪被害者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者に該当する場合であつて、犯罪被害の原因となった犯罪行為の加害者に対し、当該犯罪被害者に係る同法第10条の規定による保護命令が発せられているとき。

ウ 当該犯罪行為が、次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当するとき。

(ア) 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する

児童虐待と認められるとき。

(イ) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）第2条第3項に規定する高齢者虐待（同条第4項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。

(ウ) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第2条第2項に規定する障害者虐待（同条第6項第2号に掲げる行為を除く。）と認められるとき。

(2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があったとき。

(3) 犯罪被害者又は第1順位遺族が、長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者であったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、犯罪被害者又は第1順位遺族が加害者との関係その他の事情から判断して、支援金を支給することが社会通念上適切でないとき。

（支援金の支給の申請）

第7 遺族支援金支給対象者（当該者が未成年者である場合その他やむを得ない理由により申請することができない場合にあっては、当該者の代理人を含む。）が、遺族支援金の支給を受けようとするときは、長野市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書兼請求書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号。以下「申告書」という。）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事項を市が保有する公簿等で確認することができるときは、当該書類の全部又は一部の添付を省略させることがある。

(1) 犯罪被害者の死亡診断書、死体検案書その他の当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日が確認できる書類の写し

(2) 戸籍の謄本又は抄本その他の遺族支援金支給対象者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄が確認できる書類

(3) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の遺族支援金支給対象者が犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることが確認できる書類

(4) 遺族支援金支給対象者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者にあつては、住民票の写し、犯罪被害者及び遺族支援金支給対象者の親族等の申述書その他のその事実が確認できる書類

(5) 遺族支援金支給対象者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、戸籍の謄本又は抄本その他の遺族支援金の支給を受けようとする支給対象者が先順位又は同順位の遺族の死亡により第1順位遺族となったことが確認できる書類

(6) 遺族支援金支給対象者が生計維持遺族であるときは、犯罪被害の原因となった

犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたことが確認できる書類

(7) 第1順位遺族が2人以上あるときは、長野市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書（様式第3号）

(8) その他市長が必要と認める書類

2 遺族支援金支給対象者が遺族支援金の申請をしない場合又は第1順位遺族が遺族支援金支給対象者でない場合は、後順位の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

第8 重傷病支援金支給対象者（当該者が未成年者である場合その他やむを得ない理由により申請することができない場合にあっては、当該者の代理人を含む。）は、長野市犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支給申請書兼請求書（様式第4号）及び申告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、これらの書類により証明すべき事項を市が保有する公簿等で確認することができるときは、当該書類の全部又は一部の添付を省略させることがある。

(1) 犯罪被害者が重傷病に該当することが証明できる医師の診断書（受傷日、療養期間、入院日数（精神疾患である場合は、労務に服することができない日数）及び病名を明記したものに限る。）の写し

(2) 住民票の写し、戸籍の附票の写しその他の重傷病支援金支給対象者が犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、市内に住所を有していた者又は居住していた者であることが確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

（申請期限）

第9 第7第1項及び第8の規定による申請は、犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。ただし、やむを得ない理由により申請できなかったと市長が認めるときは、この限りでない。

（支給の決定等）

第10 市長は、第7第1項又は第8の規定による申請があったときは、その内容を審査し、速やかに支援金の支給の可否を決定し、その旨を当該申請を行った者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

2 市長は、支援金の支給の可否を決定するために必要があると認めるときは、申請者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査を行うことがある。

3 市長は、支援金の支給の可否を決定するために必要があると認めるときは、警察その他関係機関に照会して必要な事項の報告を求めることがある。

4 前項の規定は、第1項に規定する支援金を支給する旨の決定（以下「支給決定」という。）後においても適用があるものとする。

（支給決定の取消し）

第11 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支給決定の全部又は一部を取り消すことがある。

(1) 支給決定を受けた者がこの要綱に定める支援金の支給の対象でないことが判明

したとき。

(2) 支給決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該支給決定を受けたことが判明したとき。

(支援金の返還)

第12 第11の規定により支給決定を取り消した場合において、既に支援金が支給されているときは、当該支援金の支給を受けた者は、市長が定める日までに支援金を返還しなければならない。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行し、令和5年4月1日以後に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

様式第1号（第7関係）

（表）

長野市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

申請者住所
申請者氏名
連絡先（電話）
生年月日

長野市犯罪被害者等支援金支給要綱の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 犯罪被害者の住所・氏名

住 所

氏 名

2 申請者と犯罪被害者との続柄

配偶者 子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 その他（ ）

3 過去に長野市犯罪被害者等支援金の支給を受けた場合は、その支援金の種類

遺族支援金 重傷病支援金

4 代理申請（代理申請を行わない場合は、記載不要）

代理申請をする理由	
代理人氏名	
代理人住所	
代理人連絡先	

(裏)

5 振込先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)													
	銀行・金庫 信組・農協		支店 支所 出張所											
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)											
	普通・当座													
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)													
	記号		番号 (右詰めで記入)											

*振込口座は、申請者本人の普通預金口座名義に限ります。

6 同意・誓約事項

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は長野市犯罪被害者等支援金支給要綱（以下「要綱」という。）第4第3項及び第4項に規定する第1順位遺族と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がないこと。
- (2) 当該犯罪行為につき、犯罪被害者が犯罪行為を誘発していないこと。
- (3) 当該犯罪行為につき、犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為がないこと。
- (4) 犯罪被害者又は申請者が長野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 支援金の支給後に、刑法第35条若しくは第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為であることが判明した場合又は要綱第11の規定により交付決定が取り消された場合は、支援金を速やかに返還すること。
- (6) 要綱第7第1項各号により証明すべき事項を市が保有する公募等により確認すること。
- (7) 支援金の支給の可否を決定するために、市が申請者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査を行うこと。
- (8) 支援金の支給の可否を決定するために、市が警察その他関係機関に照会して必要な事項の報告を求めること。

(1) から (5) までを誓約し、(6) から (8) までに同意します。

申請者の氏名 _____

犯罪被害申告書

年 月 日

（宛先）長野市長

申告者住所
 申告者氏名
 犯罪被害者との続柄
 電話番号

長野市犯罪被害者等支援金支給要綱の規定により、次のとおり申告します。

犯罪被害の概要

ふりがな			
犯罪被害者の氏名			
犯罪被害者の生年月日	年	月	日
犯罪被害者の住所	〒		
犯罪被害が発生した日			
犯罪被害を受けた場所			
加害者の罪名	※判明していない場合は、記載不要です。		
犯罪被害の概要			
被害届の提出	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	届出警察署	警察署
被害届提出日			

様式第3号（第7関係）

長野市犯罪被害者等支援金（遺族支援金）受給代表者決定申出書

年 月 日

（宛先）長野市長

代表者住所
代表者氏名
犯罪被害者との続柄
電話番号

私は、遺族支援金の支給対象者である第1順位遺族を代表し、遺族支援金を受給する者に指定されたことを申し出ます。

なお、下記第1順位遺族以外に新たな第1順位遺族が判明した場合は、代表者の責任において解決します。

記

私は、上記代表者が遺族支援金を受給することに同意します。			
上記代表者以外の 第1順位遺族氏名 (署名)	犯罪被害者 との続柄	住 所	連 絡 先

第1順位遺族である者のうち、上記欄に署名等ができない者の理由等（未成年者若しくは所在不明等）については、下記のとおり申し出ます。

第1順位遺族氏名	犯罪被害者 との続柄	署名できない理由

様式第4号（第8関係）

（表）

長野市犯罪被害者等支援金（重傷病支援金）支給申請書兼請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

申請者住所
申請者氏名
連絡先（電話）
生年月日

長野市犯罪被害者等支援金支給要綱の規定により関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

1 犯罪被害者の住所・氏名

住 所

氏 名

2 過去に長野市犯罪被害者等支援金の支給を受けた場合は、その支援金の種類

遺族支援金 重傷病支援金

3 代理申請（代理申請を行わない場合は、記載不要）

代理申請をする理由	
代理人氏名	
代理人住所	
代理人連絡先	

(裏)

4 振込先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)													
	銀行・金庫 信組・農協		支店 支所 出張所											
	預金種別		口座番号 (右詰めで記入)											
	普通・当座													
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)													
	記号		番号 (右詰めで記入)											

*振込口座は、申請者本人の普通預金口座名義に限ります。

5 同意・誓約事項

- (1) 犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者と加害者との間に3親等以内の親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）がないこと。
- (2) 当該犯罪行為につき、犯罪被害者が犯罪行為を誘発していないこと。
- (3) 当該犯罪行為につき、犯罪被害者に、その責めに帰すべき行為がないこと。
- (4) 申請者が長野市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 支援金の支給後に、刑法第35条若しくは第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為であることが判明した場合又は長野市犯罪被害者等支援金支給要綱（以下「要綱」という。）第11の規定により交付決定が取り消された場合は、支援金を速やかに返還すること。
- (6) 要綱第8各号により証明すべき事項を市が保有する公募等により確認すること。
- (7) 支援金の支給の可否を決定するために、市が申請者その他関係者に対し、当該申請に係る状況等について調査を行うこと。
- (8) 支援金の支給の可否を決定するために、市が警察その他関係機関に照会して必要な事項の報告を求めること。

(1) から (5) までを誓約し、(6) から (8) までに同意します。

申請者の氏名 _____